

第1節

課題別の取組

本節では、「1.『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱な国々に対する人道的な観点からの支援や、発展のための歯車を始動させ脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要です。同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長

の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要となります。

また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活

動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。相手国にとって、技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術(ICT)などを整備することです。教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの



2015年11月に開催されたアジア太平洋経済協力(APEC)閣僚会議において、「質の高いインフラ」を促進する取組を通じ地域の連結性強化に貢献していく旨を表明する岸田文雄外務大臣

整備も開発途上国の「質の高い成長」につながる日本の重要な取組です。日本の官民が連携し、施設や機器の整備とあわせて、インフラの設計、建設、管理、運営を含むインフラシステム整備の支援も行われています。これらの取組はインフラシステム輸出*の推進にも寄与するものです。

アジアをはじめとする新興国においては、引き続きインフラ整備をはじめとした大きな需要が見込まれています。日本が培ってきた技術と経験を活かした質の高いインフラ投資の促進は、日本が開発途上国と共に成長を継続していくことにもつながります。また、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にもつながります（「質の高いインフラ投資」については、42～43ページの開発協力トピックスを参照）。

●貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)〈注1〉ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するため



ミャンマー財務省関税局で、通関業者が輸出入申請のために慌ただしく行き交う中、税関職員に指導を行う中田麻実専門家(写真：横山裕司)



フィリピン・マニラ首都圏の軽量鉄道1号線のホームにおいて列車を待つ人々。2013年に借款契約を結んだ「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」において軽量鉄道1号線および2号線の延伸の整備を支援する予定(写真：ハービー・タパン)

の能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度(GSP)〈注2〉を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)〈注3〉をはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促

注1 世界貿易機関 WTO: World Trade Organization

注2 一般特惠関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。

注3 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

2013年12月の第9回WTO閣僚会議で成立した「バ



2015年12月、日・フィジー貿易投資セミナーへ出席した濱地雅一外務大臣政務官。このセミナーは、第7回太平洋・島サミットにおいて、日本と太平洋島嶼国との貿易投資促進の重要性が確認されたことを受けたもの

● 国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ(主体的な取組)で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が自国内において確実に税収を確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G20、IMF^{注4}、およびMDBs^{注5}等の議論の場において、重要性が指摘されている分野であり、2015年9月に国連サミットで採択された2016年以降2030年までの新たな国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に取り組むとともに、関連の技術協力を開発途上国に対して実施してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。2014年には、納税者サービス、国際課税、職員研修等の分野について、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナム、カンボジアなどへ国税庁の職員を講師として派遣しました。また、多くの開発途上国の職員の受入れも行っており、国内研修において日本の税制・

り合意^{*}には、貿易円滑化分野も含まれており、「貿易円滑化協定」^{*}の早期発効・実施が望まれます。日本は貿易円滑化分野における開発途上国支援に従来から取り組んできており、今後も日本の知見を活用し、積極的に支援に取り組んでいきます。

2015年7月のWTO第5回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「包括的かつ持続可能な成長に向けた貿易コストの削減」がテーマとなりました。日本の開発協力が貿易円滑化を促進し、国際生産・流通ネットワーク構築の一助となり、開発途上国・地域の経済成長に貢献した事例を紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、現地の大学等と連携した企業文化講座、ジョブフェアなどにより産業人材育成・雇用促進とともに高度人材確保など、日系企業の海外展開にも役立つ支援に取り組んでいます。

税務行政全般についての講義も実施しています。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約^{注6}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国での理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を支援しています。そのほか、IMFが実施する税分野の技術支援についても、日本として、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。2015年2月には、東京において、租税目的の情報交換に関する法律・行政上の枠組みや実務の改善を目的としたセミナーをADBとの共催で実施し、多くの開発途上国の実務担当者が参加しました。

また、開発途上国が自国において確実に税収を確保していくためには、企業の透明性を高め、経済活動が行われている場所で適切な課税を可能にすることも重要です。この観点から、2015年10月にとりまとめられたOECD／G20 BEPSプロジェクト^{*}の成果は、開発途上国の国内資金動員を強化する上で有益となるものです。

注4 国際通貨基金 IMF: International Monetary Fund

注5 国際開発金融機関 MDBs: Multilateral Development Banks

注6 所得に対する租税に関して、二重課税を回避したり、脱税を防止したりする二国間の条約。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

金融庁では、2014年10月、11月および2015年3月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

■用語解説

インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ整備に当たり機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。

経協インフラ戦略会議において、開発協力の文脈における関係省庁や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）等の関係機関、企業や自治体等の連携が図られてきている。

その他の公的資金（OOF: Other Official Flows）

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用供与、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた開発途上国の開発も課題の一つ。2013年12月に開催されたWTO第9回閣僚会議においても、後発開発途上国（LDCs）の輸出を促進するための原産地規則ガイドライン、サービス輸出に関する優遇措置の具体化等について合意している。

後発開発途上国（LDCs: Least Developed Countries）

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。2011～2013年の1人当たり国民総所得（GNI）平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2015年7月時点で、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、サブサハラ・アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州4か国の48か国（図表IV-37（261ページ）参照）。

無税無枠措置

後発開発途上国（LDCs）からの産品に対して、関税や数量制限などの障壁をなくした先進国による措置。日本は、これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。（2015年7月時点）

経済連携協定

（EPA: Economic Partnership Agreement）

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助（Aft: Aid for Trade）

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

バリ合意

2013年12月の第9回WTO閣僚会議（於：バリ）で成立したドーハ・ラウンド交渉の部分合意。2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉は新興国と先進国との対立などにより膠着状態が続いていたが、これを打開するために部分的な合意の積み上げなど新たなアプローチが探求されていた。主として①貿易円滑化、②農業の一部、③開発、の3分野から成り、また、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題（農業、鉱工業品、サービス等）については、2014年末までに作業計画を策定することとされた（作業計画についてはその後、WTO一般理事会特別会合にて、2015年7月までの期限の延長が決定された）。

貿易円滑化協定

貿易の促進を目的として通関手続きの簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年11月のWTO一般理事会特別会合にて、同協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択された。加盟国の3分の2（108か国）受諾後に発効予定（2015年11月4日時点で、50か国が受諾済み）。日本は2015年5月に国会承認手続きを完了させた。この協定が締結されればWTO設立（1995年）以来、初の全加盟国による多国間協定となる。この締結により年間約1兆ドルのGDP拡大効果があるとの試算もある。

OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用して行き過ぎた節税対策をとることにより、本来課税されるべき経済活動にもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題。この問題に対応するため、日本が議長を務めるOECD租税委員会、2012年6月より「税源浸食と利益移転」に関するプロジェクトを立ち上げ。2013年7月には「BEPS行動計画」を示し、2年にわたる議論を経て2015年10月には「BEPS最終報告書」を公表。今後は、実施段階（「ポスト-BEPS」）に入っていくが、日本は、このBEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上国、さらに関係する国際機関と協調しながら議論を先導していく。

コートジボワール

大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト
技術協力プロジェクト(2013年2月～実施中)

西アフリカに位置するコートジボワールの実質的な首都機能を有するアビジャンとその周辺地域(大アビジャン圏)では、1990年代から20年近く続いたクーデター等の内政の混乱により、約300万人の難民・国内避難民が発生しました。その結果、大アビジャン圏の人口は約700万人にまで急激に増加し、無秩序に都市貧困地区が形成されるとともに、市域も500平方キロメートルから750平方キロメートルへと拡大していきました。アビジャンでは、本来2000年に人口350万人を想定した都市計画が策定されましたが、内政の混乱に伴い、人口や資本、都市機能の管理が不全に陥ってしまい、計画と現状に大きな乖離が生じてしまいました。また、学校施設、保健施設、道路、上下水道といった基礎的社会インフラの不足も深刻化しました。

そこで日本は、コートジボワール政府の要請を受けて、同国に調査団を派遣し、2000年に策定された都市計画を分析・評価して、その教訓を導き出した上で、2030年を目標年次とする現状に即した新たな都市整備計画の策定に協力しました。そして、日本はその実現可能性について調査を行い、大アビジャン圏の今後の都市整備開発のための土地利用、都市交通整備、幹線道路整備などを骨子とするマスタープランを策定しました。コートジボワール政府は、日本が提案したマスタープランを踏まえて、アビジャン都市開発計画を策定、幹線道路網整備の推進とともに大量輸送公共交通網の整備による都市交通機能の改善などを今後の都市開発において目指すこととなったのです。

日本の協力により都市計画の具体的な未来像が描かれた大アビジャン圏では、現在その実現のための一歩として日本・コートジボワール友好交差点改善計画が始まっており、コートジボワールの国家開発方針と一致した持続可能な都市計画の実現に期待が寄せられています。(2015年8月時点)



アビジャン市アレペ地区にあるマーケット(写真: JICA)

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題などの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期において障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとする社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であり、ソーシャル・セーフティー・ネット(社会全体で一人ひとりの生活を守る仕組み)の一環としての職業訓練が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと(雇用)による所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重

要な手段となります。ところが、2013年、世界の失業者は約2億人に達しており、厳しい雇用情勢が続いています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を超えて国際取組として、「ディーセント・ワーク(Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事)」を実現することが急務です。

このような中、2015年9月の第70回国連総会において、ミレニアム開発目標(MDGs)^{注7)}の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中の「持続可能な開発目標(SDGs)^{注8)}」では、目標(ゴール)8で「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」が設定されました。

注7 ミレニアム開発目標 MDGs: Millennium Development Goals

注8 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals

< 日本の取組 >

● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能のニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校に対する支援を実施しています。支援を実施するに当たり、民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。また、8か国12案件で女性・障害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の技能開発(スキル・デベロップメント)に貢献しました。

産業人材育成分野においては、2000年から2015年の間に27か国50案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発/改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、6か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育(TVET: Technical and Vocational Education and Training)機関を支援しました。

日本は、女性の経済へのエンパワーメント促進に向けたプロジェクトも実施しています。たとえば、ナイジェリアでは、主に村落部の女性対象の識字・職業訓練の場として女性開発センターが全国に設置されましたが、多くのセンターで十分なサービスを提供できていませんでした。ナイジェリア政府の要請を受け、日本の支援により北部のカノ州で運営モデルを策定し、効果を上げたことから、その成果を全国レベルに普及・定着する支援を実施しています。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^(注9)を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム(日本の国家試験である技能検定試験)のノウハウを移転する研修

等^(注10)を日本国内および対象国内で行っています。2014年度にこれらの研修に参加したのは、7か国合計156名で、2013年度以前も含めた累計では約1,900名になります。これによって、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関(ILO)^(注11)に対し拠出金(96,000ドル)を拠出することにより、ILOのアジア太平洋地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施しました。

2015年11月の日ASEAN首脳会議では、アジアの持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しするため、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。



2015年3月、日本の協力で設置されたセネガル日本職業訓練センター(CFPT)を視察する宇都隆史外務大臣政務官(前)

● 雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、雇用創出を挙げています。日本は、この考えに基づき、職業訓練を通じて求職者の生計能力の向上を図るための支援を行うとともに、「ディーセント・ワーク」の実現に向け、社会保険制度の構築支援や労働安全衛生の取組支援など社会的保

護の拡充等についての支援を行っています。

また、フィリピンにおける台風被害を受けた人々を対象とした雇用創出事業^(注12)や、アフリカにおける紛争地域への人道支援の実施のため、日本は、ILOに対して任意の資金拠出を行うなど、国際機関を通じた活動にも積極的に関与しており、世界の労働問題の解決のために大

注9 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。

注10 この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験実施・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記の参加者数は、これらの研修の合計値。

注11 国際労働機関 ILO: International Labour Organization

注12 日本政府からILOへの拠出金によって、台風で被災した人々を含む約2万人の労働者を支援する「ハイエン台風被災コミュニティの総合的な生計回復」プロジェクトが実施される。これにより、公共インフラの修復、代替生計手段を提供するための職業技能開発、そして零細・中小企業の再建を支援する。

きな役割を果たしています。

たとえば、国内避難民および隣国からの帰還難民のソマリア定住を目標に、バイドアおよびキスマヨにおける国内避難民および帰還難民を対象とした職業訓練や雇

用の創出を行っています。具体的には、国内避難民および隣国からの帰還難民を対象にして道路や市場などインフラを修復する事業を通じて雇用を創出しています。

インド

包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト 技術協力プロジェクト(2013年4月～実施中)

近年、急速な経済成長を遂げているインドは、情報通信産業を中心とするサービス産業がその成長の牽引役となっている一方、製造業の発展は相対的に遅れています。製造業がGDPに占める割合は16%前後にとどまっており、製造業の潜在的な成長力は活かされていません。とりわけ、製造業発展のための具体的な課題として指摘されるのが、製造業における経営幹部人材の不足です。インドでは、工学系および経営学系の大学卒業生が製造業企業に就職する割合は高くありません。また、製造業の効率性向上のみではなく、環境汚染への対応、貧困層を対象とするビジネス展開というような社会的な要請にも貢献しうる経営幹部の育成は、製造業の持続的な発展にとり極めて重要であると考えられます。

このようなインドの国家的課題に対応するため、日本はインド政府に協力し、産業人材、とりわけ製造業経営幹部育成のための支援に取り組んでいます。2007年から2013年まで日本の支援により「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」を実施し、日本流のものづくりの精神と経営手法を教え、900人近くの経営幹部を育成しました。インド政府は、このプロジェクトを高く評価し、JICA専門家として指導的な役割を果たしてきた司馬正次筑波大学名誉教授に対し、2012年にPadma Shri(パドマ・シュリ)勲章を授与しました。これは各分野において顕著な貢献をした市民に授与されるインドの高位の勲章です。そして、そのプロジェクトで確立された経営幹部育成プログラムの枠組みを基礎とし、2013年から後継プロジェクトである「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト」を実施しており、900人近いプログラム卒業生の協力を得て、人材育成を進めています。この案件では、日本から専門家を派遣し、バリューチェーン間の生産工程の改善などに関する専門的知識や技術の指導のほか、インドの製造業の課題である環境配慮と包括的な成長といった広いテーマを盛り込んだ研修を行っています。さらに日本における研修も実施しており、その中では日本のものづくりの現場視察や、日本の社会文化についての研究・発表も行っています。

本プロジェクトを通じて、インドにおいて日本流の経営手法により同国の製造業の基盤が強化されることが期待されています。(2015年8月時点)



セミナーで自社でのプログラム実践の成功事例を発表するプロジェクト参加者 (写真: JICA)

コンゴ民主共和国

キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画 無償資金協力プロジェクト(2012年6月～2014年10月)

中部アフリカに位置するコンゴ民主共和国では、若年層を中心として失業率が高く、人口増加率が高い都市部での失業率の高さは、治安悪化の要因の一つとなっています。また、同国の東部地域においては紛争により発生した大量の国内避難民への生活支援や、除隊兵士に対する職業訓練等を通じた社会復帰支援も重要課題です。コンゴの社会安定のために、これらの人々が安心して働ける環境を作るとともに、その能力を高め、社会・経済活動に参加できるようにすることが重要です。そのような観点から、職業訓練施設の機能強化が喫緊の課題となっていたのですが、国立職業訓練校をはじめ職業訓練施設の多くが、施設の老朽化やその収容規模の限界、機材の老朽化と不足に直面し、十分な職業訓練ができなくなっていました。

そこで日本は、首都キンシャサに位置し、国立職業訓練校の拠点校であるキンシャサ特別州国立職業訓練校の訓練施設の増設と整備、訓練機材の整備支援に取り組みました。施設整備としては、講義室はもちろん、冷凍・空調科実習室、電気科実習室、電子科実習室、共通コンピュータ室、情報ゾーン、多目的室、資料・自習室を備える地上3階の訓練棟などのほか、管理棟および付属棟の建設を行い、機械、自動車、電気、電子、溶接・板金、建築・土木・木工の各分野、および学科共通の機材などを供与しました。

日本の支援により、キンシャサ特別州国立職業訓練校では、それまでの老朽化した手狭な訓練環境が一新され、新たな機材を通じて、訓練生たちも最新技術に触れることができるようになりました。

職業人材の育成を通じた社会の安定が、切実に必要とされているコンゴ民主共和国において、日本は職業訓練の質の向上に大きく貢献しています。



この協力で建設された施設の一つ、パソコン実習室 (写真: JICA)

(3) 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。このような中、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、目標1で「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の解消」、目標2で「飢餓^{しゅうえん}の終焉、食料安全保障と栄養の改善、持続可能な農

林水産業の促進」が設定されました。これらを達成し、開発途上国における質の高い成長を実現していくためにも、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要です。

< 日本の取組 >

日本は、2015年2月に閣議決定した「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行います。それとともに、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。これらの取組を通じ、生産段階、加工・流通、販売までの様々な支援を展開しています。

また、日本はアフリカにおいて、ネリカ*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム(CAADP)〈注13〉に基づいたコメ生産増大のための支援や市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project)アプローチ*の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)*の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、「フードバリューチェーン」の構築支援も重視しています。これは、農林水産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組です。

農林水産省は、2014年6月、学識経験者、民間企業、

関係省庁等と共に検討を進め、開発途上国等におけるフードバリューチェーンの構築のための基本戦略や地域別戦略等を示した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」を策定しました。この戦略に基づき、開発協力と日本企業の民間投資の連携を通じてフードバリューチェーンの構築を推進するため、ベトナム、ミャンマー、ブラジル、インドなどにおいて、官民が連携し、二国間対話を開催しました。2015年8月には、日越農業協力対話第2回ハイレベル会合において、日本とベトナムの官民連携の下、ベトナムにおけるフードバリューチェーンを構築していくための具体的な行動計画を示した中長期ビジョンを承認しています。

食料安全保障の観点では、2009年7月のG8ラウイラ・サミット(イタリア)の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明し、2012年末までにおよそ42億ドル(約束額ベース)の支援を行いました。加えて、開発途上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」等と報じられ、国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資」*を提唱し、以後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さらに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、国連食糧農業機関(FAO)〈注14〉、国際農業開発基金(IFAD)〈注15〉、国連世界食糧計画(WFP)〈注16〉が事務局を務める世界食料安全保障委員会(CFS)〈注17〉において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年10月の第41回CFS総会で採択されました。

注13 包括的アフリカ農業開発プログラム CAADP: Comprehensive Africa Agriculture Development Programme

注14 国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注15 国際農業開発基金 IFAD: International Fund for Agricultural Development

注16 国連世界食糧計画 WFP: World Food Programme

注17 世界食料安全保障委員会 CFS: Committee on World Food Security

2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミット(米国)において立ち上げられた、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」*については、2013年6月のロック・アーン・サミット(英国)に合わせて開催された関連イベントにおいて、ニュー・アライアンスの進捗報告書が公表されるとともに、新たなアフリカのパートナー国の拡大が公表されました。また日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

2015年6月のG7エルマウ・サミット(ドイツ)においては、2030年までに開発途上国における5億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」が発表されました。

また、G20において、日本は農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム(AMIS)」*支援などの取組を行ってきました。そのほか、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ(CGIAR)^{注18}、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)^{注19}においては、2008年のTICAD IVにおいて立ち上げられた、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)*への支援を継続することや、市場志向型

農業の振興のための支援策として、技術指導者1,000人の人材育成、5万人の小農組織の育成、専門家派遣等を行うとともに、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの推進(10か国への展開)等を表明しました。

2013年9月にニューヨークにて開催された、日・アフリカ地域経済共同体(RECs: Regional Economic Communities)議長国との首脳会合で、日本は農業開発をテーマに議論しました。2014年5月にカメルーンで開催された第1回TICAD V閣僚会合では、アフリカ連合(AU)^{注20}が2014年を「アフリカ農業と食料安全保障年」と掲げていることもあり、議題として農業が取り上げられました。この会合で日本は、我が国のCARDの取組支援により、2012年時点で1,400万トンだったサブサハラ・アフリカのコメ生産量が2,070万トンにまで増加したこと、SHEPアプローチを先行しているケニアにおいて、2006年から3年間同アプローチを取り入れたことにより小規模農家の所得が倍増している事例の紹介を交えつつ、TICAD V支援策を着実に実施していることを報告し、アフリカ諸国から非常に高い評価を得ることができました。

2015年6月には、ローマで開催された第39回FAO総会の機会に、TICADプロセスを通じた農業開発に関する会合が実施され、アフリカから43か国、その他の国および国際機関を含め合計約200名が参加し、小農に配慮したフードバリューチェーン構築の重要性や各国の具体的取組の事例などについて議論され、その結果はTICADプロセスへの参考とすることが確認されました。



青年海外協力隊の永瀬光さん(村落開発普及員)が現地・ケニアの農家とブロックリーの収穫を行っているところ(写真: 仙北谷美樹/JICA)



パキスタン中部に位置するラッヤー県にて、農業に従事する女性たち(写真: 新井さつき/JICA)

注18 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

注19 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注20 アフリカ連合 AU: African Union

用語解説

ネリカ

ネリカ(NERICA:New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center 旧WARDA)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

市場志向型農業振興(SHEP※)アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援する。

※SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま廃棄等すること。

責任ある農業投資

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資(外国資本による農地取得)が問題となる中、日本がG8ラウイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス
(New Alliance for Food Security and Nutrition)

ドナー(援助国)、アフリカ諸国、民間部門が連携して、持続可能で包摂的な農業成長を達成し、サブサハラ・アフリカにおいて今後10年間に5,000万人を貧困から救い出すことを目的として2012年キャンプ・デービッド・サミット(米国)にて立ち上げられたイニシアティブ。同イニシアティブの下、アフリカのパートナー国において、ドナーの資金コミットメント、パートナー国政府の具体的な政策行動、民間部門の投資意図表明を含む「国別協力枠組み」を策定している。2014年5月までに、エチオピア、ガーナ、コートジボワール、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、モザンビークの10か国において協力枠組みが策定され、取組が進められている。

農業市場情報システム

(AMIS: Agricultural Market Information System)

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格等)を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。

アフリカ稲作振興のための共同体

(CARD: Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコム生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。コム生産量の倍増に関連して、日本は農業指導員5万人の育成を行う計画。

パナマ

資源の持続的利用に向けたマグロ類2種の産卵生態と初期生活史に関する基礎研究
SATREPS事業(2011年4月～実施中)

太平洋海域で広く行われているマグロ漁業は、パナマを含む中米諸国にとって重要な産業であり、パナマにおいても年間3万トンを超える冷凍・生鮮マグロの輸出が貴重な外貨収入源になっています。しかしながら、近年の漁獲圧力の増大などにより天然のマグロ類資源の減少が危惧されています。とりわけ、キハダおよび太平洋クロマグロのマグロ類2種は高度回遊性魚種として太平洋地域の共有資源となっていますが、無秩序な漁獲による資源量の大幅な減少が懸念されており、効果的な資源管理の枠組みを導入することが強く求められています。

日本は、マグロ漁業資源の涵養を懸念するパナマの要請に応え、パナマのロスサントス県アチョティネス研究所とその周辺海域にて、キハダおよび太平洋クロマグロの持続的な資源管理方策策定に必要な両種の産卵形態および初期生活史を解明するため、2011年から共同研究を支援しています。この研究は、クロマグロの完全養殖に成功した近畿大学水産研究所がパナマの水産資源庁、全米熱帯まぐろ類委員会※1と共同で行っています。現在までに、母系解析、家系・個体識別のための遺伝子発見解析などによるデータ収集が進められているほか、飼育されるマグロの産卵状況、繁殖・発育初期の栄養要求、胚発生・発育の条件やメカニズムが明らかになってきています。さらに、キハダの養殖技術についても親魚の遺伝的管理技術、卵からの人工ふ化技術、仔稚魚飼育技術、幼魚飼育技術などについて新たな知識が得られ、実用化のためのデータ解析が進んでいます。

日本のパナマとの共同研究を通じた協力により、パナマをはじめとする米州海域におけるマグロ資源の持続的利用に必要な科学的知見が蓄積・統合され、また、養殖技術を高め、資源管理技術が確立されることに期待が高まっています。

(2015年12月時点)

※1 全米熱帯まぐろ類委員会は、東部太平洋海域におけるカツオ・マグロ類の保存および管理を目的として1950年に設立された地域漁業管理機関。対象魚種(カツオ、キハダ等)の調査研究、勧告等の保存管理措置を行う機関を有し、キハダに関しては、東部太平洋海域の総漁獲量規制の勧告を行う。2015年度10月時点の同委員会強化のための条約締結国等は、日本、パナマを含めた21カ国・地域、協力的非締結国は4カ国。



キハダから採血している短期専門家(向かって左から本領短期専門家、澤田チーフアドバイザー、小林短期専門家)。採血した後、DNAを抽出して様々な遺伝情報を得る(写真: JICA)

(4) 持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組

むことは重要な開発協力課題となっています。

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発に向けた2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、目標11として「^{ほうせつ}包摂的で安全かつ^{きょうじん}強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

< 日本の取組 >

日本は、2015年2月に閣議決定した「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持続可能な都市の実現に向けた協力を実施するとともに、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後において被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施しています。

このほか、日本は人間居住の課題解決に向けた活動を中心とした国際機関である国連人間居住計画(UN-Habitat)^(注21)への支援を通じた取組も進めています。

特に、UN-Habitatのアジア・太平洋地域事務所の本部が福岡県に所在していることもあり、同事務所本部や日本の民間企業とも連携した事業も実施しています。また、アジア・太平洋地域事務所本部は、20年に1度、都市化に伴う課題をはじめ、人間居住にかかわる課題解決のための国連会議(人間居住会議)を開催しています。

2016年10月には、南米エクアドルのキトで開催される第3回国連人間居住会議(HABITAT III)で、前回会議からの20年間に進められてきた各国の取組実績をもとに、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」が採択予定です。日本としても、同会議への貢献に向けた取組を進めていく考えです。

(5) 情報通信技術(ICT)や先端技術の導入

情報通信技術(ICT)*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進

し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長にとってICTは非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本の経済成長に結びつける上でも有

効な、地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2015年8月時点で、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計17か国で採用されるに至っており、ISDB-T採用国^(注22)への支援の一環として、2009年度

注21 国連人間居住計画 UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme

注22 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、モルディブ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、スリランカ、ニカラグアの17か国(2015年8月時点)

から現在までフィリピン、エクアドル、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省においても、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの国際展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステム国際展開の支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与する考えです。（「防災」について、詳細は118ページを参照。）

これらの取組は、各種国際機関とも積極的に連携して取組を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）*と協力して、日本は開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。2014年12月には、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島において、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の情報通信システム「移動式ICTユニット（MDRU）*」を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを開始しました。また、2015年11月から12月まで、広島市において日本政府とITUの共催で情報通信の開発指標を考える国際シンポジウムが開催されました。年1回開催されているこのシンポジウムには、多数の閣僚が参加し、



ペルー・リマの運輸通信省で、災害が発生した際に、テレビを通じて災害速報を伝えるために導入を促している、地上デジタル放送についてプレゼンをする廣瀬克昌専門家（写真：岡原功祐／JICA）

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標に関して、ICTの果たす役割が議論されるとともに、各国におけるICTのアクセス、利用、技能の発展度合を総合的に評価するICT開発指標が発表されました。

アジア太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）*が、2014年9月にブルネイで開催されたAPT大臣級会合において、アジア・太平洋地域における「スマートデジタルエコノミー」の創造に向けて今後加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択するなど、地域的政策調整役として、アジア太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消や開発途上国が抱える防災・医療等の社会的課題を解決するため、APTを通じたICT分野の研修やICT技術者／研究者交流等の人材育成支援を行っています。

2014年6月には、防災と通信に関し、緊急通信や警報システムの有効性や活用等について知識や経験を共有し、今後の課題や取組について意見交換などを行うワークショップ（参加型の講習会）を東京で開催しました。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）においては、2015年12月31日に、6億人の単一市場や共生社会を掲げる「ASEAN共同体」が発足しました。同年11月にASEAN関連首脳会議において採択された2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）では、ICTはASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられており、ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催された日・ASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICT マスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。また、こうした動きを受け、同情報通信大臣会合において、日本のASEANに対する協力ビジョンである「ASEAN Smart ICT Connectivity（ASIC）」を示し、引き続き、ASEANにおけるICTの発展、およびICTを活用した地域課題解決の取組を支援することとしています。このビジョンを具体化するものとして、日本はODAも活用してミャンマーのICTインフラ整備を支援するなど、ICT分野における協力を進めています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、2015年10月に第8回となる日・ASEAN情報セキュリティ政策会議がインドネシア

(ジャカルタ)にて開催されるなど、ASEANとの間で
情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化するこ
とで一致しています。

用語解説

情報通信技術

(ICT:Information and Communication Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

国際電気通信連合

(ITU:International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部:スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

移動式ICTユニット (MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit)

東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な通信設備。車載型、アタッシュケース型等の小型化に対応し、通信設備が被災して使えない状況であっても通話やデータ通信を行うことが可能。

アジア・太平洋電気通信共同体

(APT: Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を実施。

フィリピン

移動式ICTユニットに関するITUとの共同プロジェクト 総務省技術協力(2014年12月～実施中)

2013年11月にフィリピンを襲った巨大台風によりセブ島では大規模な台風被害を受けました。台風の直撃を受けて、セブ島北部のサンレミジオ市では地域のワイヤレスネットワークが全滅し、台風直後は通信が途絶える中、人の力で情報収集を行わざるを得ませんでした。また、被害状況の国への報告など、市から外部への連絡は、市長が持つ衛星携帯電話端末1台だけで行われました。こうした自然災害に伴うリスクの軽減は差し迫った課題です。

こうした背景の下、フィリピン政府からの要請を受け、日本政府と国際電気通信連合 (ITU) *1が協力して、サンレミジオ市において災害対策用の移動式ICTユニット*2を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを2014年12月から開始しました。

移動式ICTユニットとは、東日本大震災での教訓を踏まえて、2011年度から総務省が日本電信電話株式会社 (NTT) 等に委託して研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式の通信設備です。移動式ICTユニットには、車載型やアタッシュケース型等があり、簡単に被災地へ搬入することができます。既存の通信設備が被災して使えない状況であっても、迅速に通信環境を構築し、通話やインターネットを利用することが可能となります。

実証実験では、市庁舎等に移動式ICTユニットを設置して、災害対策本部と避難所の間(約500メートル)を含む広域でWi-Fiネットワークを構築して、スマートフォンを利用した通話や写真や動画等のファイル共有などのデータ通信等を行い、フィリピンの環境下でも有効に動作し、災害時等に活用できることを確認しました。さらに、市の職員や住民向けに平時から移動式ICTユニットを適切に管理・運用するための技術トレーニングを行い、大規模災害時を想定して移動式ICTユニットを活用する訓練も実施するなど、市の防災体制整備にも貢献しました。

今後は、実証実験の成果を国内外へ発信しながら移動式ICTユニットの導入・普及に向けた活動を推進し、ITU等の国際機関とも連携して、フィリピンをはじめ自然災害を課題とする諸外国への貢献につながる取組を進めていきます。(2015年8月時点)

*1 ITU: International Telecommunication Union

*2 (英語名)MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit



プロジェクトの実施場所であるサンレミジオ市庁舎、および車載型やアタッシュケース型の移動式ICTユニット(写真:総務省)



(6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) の普及が進み、研究開発のグローバル化や、研究成果を広く共有するオープン化が進む中で、データサイエンス (膨大なデータを分析することで科学研究を進める手法) やサイバーセキュリティが重要性を増し、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。

こうした科学技術の分野は、国の安全保障やイノベーションを通じた経済成長、さらには人類の生活と

福祉の発展を支える基盤的要素です。

国際社会においては、経済・産業の持続的発展、地球環境問題、資源エネルギー問題、保健衛生問題等の諸問題の解決のために、科学技術を駆使した国際協力が重視されています。科学技術・イノベーションのプロセスに根底的な変化が起こりつつある現在の国際社会においては、より戦略的でより積極的な科学技術外交の取組が求められています。

< 日本の取組 >

そうした背景から、日本は、科学技術外交を日本外交における重要な柱の一つとし、科学技術・イノベーション促進、研究開発を通じて開発途上国の支援を行っています。G8で初めての科学技術大臣会合やODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)*の実施などを通じ、科学技術外交の推進を図ってきました。チュニジアにおいて実施された「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」は、乾燥・半乾燥地域で生育する植物資源の有効性を確認し、その利用法に関する技術開発等を目的として行われたプロジェクトです。研究の結果、現地のオリーブ等の植物の成分から、抗がん、抗アレルギー等の有効成分を発見しました。将来的には、この植物資源を活用した産業化や気候的に類似した北アフリカ諸国への波及効果も期待されます。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク



マレーシア、クアラルンプールのマレーシア日本国際工科院 (MJIT)
(写真: 安田菜津紀 (スタジオアクトモード) / JICA)

構築を進めています。マレーシアでは、1982年から進めてきた「東方政策」^(注23)の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院 (MJIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) が設立され、日本はこのMJITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の26大学と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科大学 (AIT: Asian Institute of Technology) は、工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学です。同大学に対する日本の拠出金は、日本人教官が教鞭をとるリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科の学生に対する奨学金として支給されており、「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。



「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」のプロジェクトチームがチュニジア産オリーブの機能性を明らかにした。写真は、チュニジアのオリーブ畑 (写真: JICA)

注23 東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相 (当時) が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材育成政策。

エジプトでは、2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立大学「日・エジプト科学技術大学(E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」の設立を支援しています。日本全国の大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援しており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の経済社会開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものとして期待されています。



エジプト・アレクサンドリア郊外の日・エジプト科学技術大学(E-JUST)。ロボットを製作し、動作を確認する、大学院の研究者(写真:久野真一/JICA)

用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー・生物資源、防災および感染症の地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装(研究成果を社会に普及させること)を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。文部科学省、科学技術振興機構(JST)および日本医療研究開発機構(AMED)と、外務省および国際協力機構(JICA)が連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

トンガ

災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業(2014年8月～2015年12月)

太平洋の島嶼国であるトンガは、約160の島々および約40の有人島から成り立っており、その地理的特性から再生可能エネルギーの一つである風力発電の積極的な導入を図っています。しかし、トンガにはサイクロンの襲来が多いことから、強風により風力発電装置のブレード(羽根)の倒壊を防ぐ技術が必要としていました。

このようなニーズに対し、同様に台風の襲来が多い沖縄県の企業(プロGRESSブエナジー社)が、風力発電の風車を台風が接近したら倒し、通過したら立て直して再び発電することが可能な可倒式風力発電の技術を提案しました。日本は、民間技術普及促進事業として、トンガでこの技術移転を支援しています。可倒式風力発電は、日本が持つ高い技術であり、他の設備には無い優れた特長があります。サイクロンに伴う強風による故障を回避できることに加え、故障してもクレーンを使って高所での作業が不要で、地上でメンテナンス作業が容易な点も優れています。

この事業を通じて、トンガの公営企業省大臣自身による沖縄の設置現場の視察が実現し、また、提案企業の技術者がトンガにて現地調査を行い、現地でのニーズがあることを確認しました。現在、引き続き導入に向けての検討を先方政府と共に進めています。この案件は沖縄の技術の海外展開という地方創生につながるものでもあり、将来的には、島サミットを通じて沖縄県とつながりのある大洋州各国への展開も目標にしています。



トンガの大臣が南大東島の可倒式風力発電設備について設備の優位性などを視察した(写真:プロGRESSブエナジー社)

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社会の中でこれまで積極的に提唱してきました。このような

「人間の安全保障」なくして、質の高い成長は実現され得ません。こうした人間中心の視点から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化などを紹介しています。

(1) 保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在、衛生環境などが整備されていないため、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間660万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。^(注24) また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています。^(注25) さらに、貧しい国では、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などに苦しめられています。

このような問題を解決する観点から2000年以降、国際社会は、ミレニアム開発目標(MDGs)の保健関連の目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標6:HIV/エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延^{まんえん}の防止)の達成に丸となって取り組んできましたが、MDGsの達成期限(2015年)を迎え、低所得

国を中心に進捗^{しんちよく}が遅れ、目標は未達成に終わりました。また、指標が改善している国であっても、貧しい世帯は依然として医療費を支払えないため医療サービスを受けることができない状況にあり、国内の健康格差も課題として浮かび上がってきています。

MDGsの後継として新たに17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標(SDGs)^(注26)では、目標3で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」と設定されました。加えて近年では、栄養過多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾患、人口の高齢化などへの対処が新たな保健課題となっています。

このように、世界の国や地域によって多様化する健康課題に応じて、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに経済的な不安なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^(注27)」*の達成が重要となっています。

< 日本の取組 >

●保健医療

日本は従来、人間の安全保障に結びつく保健医療分野での取組を重視し、保健システム*の強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げ、これがきっかけとなって2002年には「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」が設立されました。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴え、G8としての合意をまとめた「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。また、2010年6月のG8ムスコカ・サミット(カナダ)では、母子保健に対する支援を強化

するムスコカ・イニシアティブが立ち上げられ、日本は2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的行うことを発表しました。

2010年9月のMDGs国連首脳会合では、日本は「国際保健政策2011-2015」を発表し、保健関連のMDGs達成に貢献するために、2011年から5年間で50億ドル(グローバルファンドへの当面最大8億ドルの拠出を含む)の支援を行うことを表明しました。「国際保健政策2011-2015」では、①母子保健、②三大感染症*^(HIV/エイズ・結核・マラリア)、③新型インフルエンザやポリオを含む公衆衛生上の緊急事態への対応を3本柱としました。また、日本は2013年5月に「国際保健

注24 (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2014"

注25 (出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010"

注26 持続可能な開発目標 SDGs: Sustainable Development Goals

注27 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ UHC: Universal Health Coverage

外交戦略」を策定し、世界が直面する保健課題の解決を日本の外交の重要課題に位置付け、世界の健康改善に向けて官民が一体となって取り組む方針を策定しました。同年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）^{ティカッド}では、安倍総理大臣が開会式のオープニング・スピーチにおいて、この戦略を発表し、人間の安全保障を実現する上ですべての人々の健康の増進が不可欠であるとして、すべての人が基礎的保健医療サービスを受けられること、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の推進に貢献する決意を述べました。また、5年間で保健分野において500億円の支援、および12万人の人材育成を実施することを表明しました（「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進・感染症対策」について、詳細は109ページを参照）。

2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、9月には、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、今後、我が国として日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示したものです。これらの取組は、国連の新しい目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に特定された保健分野の課題を追求していく上でも重要なものです。さらに、日本政府は、2015年9月「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」を定め、国際的に脅威となる感染症対策の強化について、今後5年程度を目途として、基本的な方向性、重点的に強化すべき事項等を示しました。

安倍総理大臣は、同年9月の第70回国連総会の機

会をとらえ、日本政府がグローバルファンド等と共催したサイドイベント「UHCへの道筋」において、前述の基本方針に基づき、エボラ出血熱^{まんえん}のような公衆衛生危機に対する国際社会の対応能力の強化、および多様な保健課題に対応するために各国でUHCを実現することが重要であることを述べました。また、安倍総理大臣は、同年12月外務省等が共催して開催した国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱^{きょうじん}で持続可能な保健システムの構築を目指して」^{（注28）}の冒頭セッションでG7伊勢志摩サミットおよびTICAD VIを通じて、公衆衛生危機への対応およびUHCを推進し、保健システムの強化に積極的に貢献していくことを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。新しい方針の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成などに、今後も取り組んでいきます。

ほかにも、2014年10月、厚生労働省は、ASEAN10か国の社会福祉、保健衛生政策を担当する行政官等を招き、第12回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。同会合では、「高齢化する社会に対応するしなやかなコミュニティを育む」をテーマとし、高齢化とコミュニティの関係に着目し、地域の中の医療保健福祉システムの充実や高齢者の住みやすい街づくりについて議論し、今後のASEAN地域の高齢化施策の強化および国際協力について議論を行いました。



2015年9月29日、第70回国連総会のサイドイベントとして開催された「UHCへの道筋」で発言する安倍晋三総理大臣（写真：内閣広報室）

注28 「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」は、外務省、（公益財団法人）日本国際交流センター、財務省、厚生労働省、JICAが共催し、2015年12月16日、東京都内で開催された。各国の政府関係者、国際機関の代表、民間の専門家等、約300名の参加を得て議論がなされた。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要ときに負担可能な費用で受けられること(詳細は、109ページを参照)。

保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる(感染症について詳細は、111ページを参照)。

グアテマラ

ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト 技術協力(2011年3月～2015年3月)

グアテマラは中米諸国の中で保健指標の改善が遅れており、妊産婦・乳幼児の死亡率が周辺国よりも高く、特に先住民族が多く居住する西部地域ではその傾向が顕著です。2010年には、出生数10万に対し妊産婦の死亡が120、出生数1,000に対して乳幼児の死亡が15～32(新生児～5歳未満児)に上りました。これらの原因として、出産の多くが正規の医療訓練を受けていない伝統的助産師による分娩^{ぶんべん}介助に頼るものであること、都市部以外で住民が診療を受けられる医療施設が保健省管轄の地域保健センターに限られ、その質が劣悪であることなどが挙げられています。

日本はグアテマラ政府の要請に基づき、2005年からケツアルテナンゴ県内6市を対象に「こどもの健康プロジェクト」を行い母子保健サービスの質の改善を支援してきました。そして、2011年からはケツアルテナンゴ県に加え、トニカパン県、ソロラ県の西部地域3県を対象に「ケツアルテナンゴ県、トニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト」を実施し、医療施設で妊産婦・乳幼児ケアを実施する医療従事者の能力向上、保健省および地域保健事務所の管理能力強化、地域住民への妊産婦と乳幼児の健康改善のための知識の普及に取り組みしました。医療従事者を対象とした妊婦健診や栄養管理、低出生体重児など6つのテーマを含む研修後は、保健センター待合室にビデオ教材(分娩の取扱い、妊婦栄養、新生児の取扱い、乳幼児の栄養)が配布されるなどフォローアップも徹底され、質の高いサービスを提供するための能力強化が図られました。地域住民に対しては、女性たちを集めて母親教室を開き、乳幼児や妊産婦の危険な兆候とその対処法をゲーム形式で学ぶ機会を設けるなど、保守的な風土の中で抵抗の少ないやり方で知識の普及を行うことに成功しました。

これらの努力により、女性たちの妊娠・出産に対する知識が深まり、家族計画の立て方や妊娠中の注意、乳幼児の栄養などに対する関心も高まりました。あわせて必要医療機材の提供と、医療施設での母親とその子どものデータを管理するデータの収集・分析能力の強化への試みなどが功を奏し、母親・医療関係者・助産師の間に社会的な連携が進み、2010年と比較して2013年には各県で妊産婦死亡率が24～34%減少しました。

日本の専門家たちとグアテマラの医療従事者たち、そして母親たちの取組と連携が、母と子のいのちを守るための効果を発揮しています。



機材使用に関する研修(ケツアルテナンゴ県コアテベケ病院)(写真: JICA)

マラウイ

子どもに優しい地域保健プロジェクト **草の根技術協力(草の根パートナー型) (2013年5月～実施中)**

マラウイ北部のムジンバ県を中心とする地域では、子どもたちが様々なタイプの栄養障害を起こしており、その背景には食習慣に起因する食物摂取量の不足や栄養バランス不良といった問題があることが分かってきました。この地域の市場には多様な種類の食物が豊富に流通している一方で、適切な離乳食や子どもの栄養バランスについての知識を母親たちが十分に持ち合わせていなかったのです。また、そのような栄養障害が寄生虫症や下痢などを助長する要因の一つにもなっていました。

そこで、福岡県久留米市にある聖マリア病院を母体とするNPO法人ISAPH(International Support and Partnership for Health)が、JICAの草の根パートナー型支援※に参加し、幼児の栄養摂取の向上、栄養摂取の障害となる疾病の予防、その疾病に対するプライマリメディカルケア(初期的治療)の3つを主軸とするムジンバ県住民への健康教育とムジンバ県保健当局の保健要員の能力強化に乗り出しました。ISAPHはこの地域において村人の健康増進を支援する活動をしてきましたが、地域住民等への教育を通じた乳幼児の栄養状態改善をより積極的に進めることとなったのです。

ISAPHは、ムジンバ県の村々を回り、母親たちによる乳児への授乳頻度が低いことや、消化器官が発達していない生後6か月未満の乳児に対して栄養価のバランスがとれた適切な離乳食が与えられていないことなどの問題点を把握しました。その上で地域の母親グループを立ち上げて、バランスのとれた離乳食の作り方を教えるとともにその普及を図り、また、子どもの疾病予防、疾病にかかったときの通院治療の必要性といった知識普及を住民に根付かせてきています。

マラウイの子どもの健康改善のために、家庭はもちろん地域住民、行政が栄養や疾病に対する認識を高め、統合的に問題に対応するアプローチが日本のNGOの支援で始まっているのです。(2015年8月時点)

※ JICAの草の根パートナー型支援についてはP179～180ページを参照



保育器の発送準備をするISAPH山崎氏(写真: ISAPH)



パナマ中部ベラグアス県の保健省県事務所に配属され、県内の山間部の保健センターを定期的に訪問し、周辺住民、特に幼児の栄養状況を調査し、栄養改善に向けて必要な指導を行う前寺末緒青年海外協力隊員(栄養士)(写真: マクシモ・ノバス)

(2) 安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2015年に世界で約6億6,300万人、トイレや下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約24億人に上ります。
(注29)安全な水と基本的な衛生施設が不足しているた

< 日本の取組 >

日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援(農業用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

また、MDGsの達成期限であった2015年に向けた「持続可能な衛生の5年」を含め地球規模での取組を支援してきました。具体的には、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V^{ティカッド})では、向こう5年間に約1,000万人に対して、安全な飲料水や基本

めに引き起こされる下痢は、5歳未満の子どもの死亡原因の11%を占めています。
(注30)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、目標6に「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが設定されています。

的な衛生施設へのアクセスを確保するための支援を継続するとともに、1,750人の都市水道技術者の人材育成等の支援をそれぞれ実施することを発表しました。

アジアの多くの国々においても深刻な水質汚濁や水系生態系破壊などの問題が生じており、これらの問題に関する情報・知識不足は、アジア地域における持続可能な発展を妨げる要因の一つとなっています。こうした状況の中、環境省はアジア水環境パートナーシップ(WEPA)^(注31)を開始しました。アジアの13の参加国^(注32)の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指しています。



ケニア・ビクトリア湖畔に位置するビタ県にて、雨水タンクの完成を喜ぶ児童と先生たち(写真:風間春樹)



スーダンの浄水場を視察するモロッコ人専門家。同じ北アフリカ、アラビア語圏で共通するモロッコを選び、研修や専門家の招聘を実施してきた(写真:小野寺純/JICA)

注29 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2015 Update and MDG Assessment"

注30 (出典) UNICEF "Committing to Child Survival: A Promise Renewed" (Progress Report 2014)

注31 アジア水環境パートナーシップ WEPA: Water Environment Partnership in Asia

注32 日本、カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール

南スーダンの首都ジュバ市では、帰還民の流入等による人口の急増などに伴い、内戦で荒廃・老朽化した都市インフラの整備が緊急の課題となっています。中でも1930年代に建設された上水道施設は、南スーダン独立をめぐる内戦中に維持管理がほとんど行われませんでした。また、浄水場の処理能力が人口増加に対応できていないほか、配水管網も老朽化し漏水が多発しています。多くの住民が頼る給水車も、浅井戸や河川からの水をそのまま運搬・販売するため、劣悪な水質による水因性^{りかん}疾病の発生といった問題が起きています。

2005年に開催されたスーダン支援会合にて、日本は人間の安全保障に不可欠な水・衛生分野への支援等を行う方針を発表しました。それ以来、日本は、南部スーダンの水道事業調査を行い、2012年からジュバ市の浄水施設の拡張および給水施設・送配水管網の新設に取り組んできています。

具体的な整備内容としては、^{ちやくすいせい}着水井、^{ろくろ}急速濾過池、沈殿池、浄水池、消毒設備等を備えた浄水施設を増設するとともに、長さ4.8キロメートルの送水管に加え、20.3キロメートルに及ぶ配水本管、32.5キロメートルに及ぶ配水二次管を埋設しています。また、より衛生的な水を供給するため、ジュバ市内に120か所の公共水栓を設けるとともに、給水車による給水拠点を8か所設けることとしています。

以上を通じた水供給システムの改善により、安全で安定的な水供給が実現し、水因性^{りかん}疾病の罹患率軽減に貢献するとともに、児童および女性に対する過重な水汲み労働負担の改善に寄与することが期待されます。また、2013年の第5回アフリカ開発会議^{ティカッド}(TICAD V)において、日本はアフリカ諸国の1,000万人に対する安全な水へのアクセスおよび衛生改善が実現するよう取り組むことを表明しました。ジュバにおける水供給システム改善計画はこの取組の一つです。(2015年8月時点)



ナイル河岸での給水車の取水(写真: JICA)

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、普遍的な初等教育の普及は2015年を達成期限としたミレニアム開発目標(MDGs)にも含まれていましたが、未だ世界には学校に通うことのできない子どもが約5,700万人もいます。また、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合が1999年は30%であったものが2012年には36%に上昇しているなど、新たな問題も指摘されています。^(注33)

このような状況を改善するために、2015年5月に韓国^{インチョン}(仁川)で開催された「世界教育フォーラム2015」*
 では、2015年より先の教育についての提言をまとめた「インチョン宣言」が発表され、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

また、MDGsの後継として国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、MDGsの残された課題としての「教育」に対応すべく、持続可能な開発目標(SDGs)の目標4として「すべての人々への^{ほうせつ}包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられています。

国際社会では、これまで「万人のための教育(EFA)」*
 実現に向けて取組を進めてきましたが、今後はより包括的な目標4の達成を目指し、2015年11月に開催された「教育2030ハイレベル会合」において、「教育2030行動枠組」*が採択されました。

注33 (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2015"

＜日本の取組＞

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。

2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。新しい戦略は2015年2月に閣議決定された開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定されたもので、策定に当たり、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行いました。新戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。今後、新戦略に基づき教育分野の支援に一層貢献していきます。

2015年3月には、米国と共に女子教育支援推進を謳った「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発表したほか、2015年11月に採択されたEFA行動枠組の後継行動枠組策定に向けた議論にも積極的に貢献しています。

また、初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」*に関しては、2016年より先のGPEの



ボツワナ東部に位置するマハラベ地域のムパチャラ小学校にて、草の根無償資金協力により電化された校舎で学ぶ児童たち
(写真：ジョンストンゆかり／在ボツワナ日本大使館)



ミャンマー・ヤンゴン市のヤンキン教育大学付属校にて、プロジェクト作成の新教科書のパイロット授業をうける児童たち。図工で、お互いの書いた絵を見せあっている(写真：山岡智互/JICA)

新戦略計画策定の議論や改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2014年度までに総額約2,060万ドルを拠出しました。

アフリカに対しては、2013年6月に開催されたティカッド TICAD V^(注34)において、理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関(UNESCO)^(注35)に信託基金を拠出し、識字教育等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口が約1,100万人(人口の4割程度)と推定されており、アフガニスタン政府は、国民に対する識字教育を推進しています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、これらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

注34 アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注35 国連教育科学文化機関 UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

ほかにも、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊に参加しやすくなるよう努めています。開発途上国へ派遣され

た現職教員は、現地において教育の普及・発展に取り組み、帰国後は青年海外協力隊の経験を国内の教育現場で活かしています。

用語解説

世界教育フォーラム 2015

2015年5月に仁川(韓国)において開催された国際教育会議。国連事務総長や教育大臣等の出席の下、2015年より先の教育について議論が行われ、最終日にはインチョン宣言が採択された。同会議において日本政府代表团は持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)の推進等を唱えた。

万人のための教育(EFA: Education for All)

世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関(国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

教育2030行動枠組

(Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の達成期限が2015年までとなっており、その後継となる行動枠組。2015年11月のUNESCO総会とあわせて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。

教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE: Global Partnership for Education)

EFAダカール行動枠組やMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み(旧称はファスト・トラック・イニシアティブ(FTI))。

青年海外協力隊現職教員特別参加制度

文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3か月のところ、日本の学年暦に合わせて4月から翌々年の3月までの2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

エチオピア

理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト 技術協力(2014年9月～実施中)

産業の工業化を目指し、科学技術の発展に資する理数系人材育成に取り組むエチオピアでは、政府が「教育セクター開発プログラム」を策定・実施しています。しかし、初等教育修了率は2009年時点で55%と依然として低く、とりわけ、理系専攻学生を増やすためにも初等教育修了率の向上は切実な課題です。

こうした課題に取り組むためには、指導教員育成を通じた教育の質の向上が重要です。日本は、エチオピアにおいて初等7～8学年担当の理数科教員を対象とする現職教員研修システムのモデル確立を支援し、教員の指導力向上に一定の成果が上がりました。しかし、子どもたちが受験する試験問題が知識偏重となっているため、依然として丸暗記中心の授業から脱却できず、子どもが学習すべきスキルや技能カリキュラムを消化できない教員が多いという課題がありました。これは、教員の指導力不足だけではなく、教育関係者の間でカリキュラムや学力評価のための試験問題についての認識が異なるため、その内容に一貫性がないということに問題があります。そこで、2014年から日本は、カリキュラムの策定から授業実践をして学力評価をするまでが、一貫した内容となるように、カリキュラム戦略の質の強化支援に乗り出しています。

この支援プロジェクトでは日本人専門家が、初等教育の対象となる7～8年生の理数系科目の試験問題や教材の開発を通じて教育関係者の能力強化を行うことを担当しています。具体的には、日本人専門家が指導するワークショップ(参加型の講習会)に試験問題作問担当者と共に理数科教員に参加してもらい、数学、生物、物理等の個別の科目に関するワーキンググループに分かれ、各々のグループにて、子どもたちが学習到達試験でも成果を上げられるような「良い試験問題」の作問や教材づくりに挑戦してもらっています。ワークショップに参加した教員たちは、熱心に作問に取り組みつつ、学習指導に関する議論にも加わっています。

このような日本の取組により、エチオピアの理数系教員の質の強化が図られれば、子どもたちの初等教育修了率と中等教育就学率の向上に、それら教員たちが貢献することになるとの期待が寄せられています。(2015年8月時点)



真剣に理数科の問題アイテムの作問に取り組む様子(写真:津久井純)

(4) 格差是正（^{ぜいじゃく}脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベルで見ると課題がどこにあるのかを特定して的確に対応することが困難であるという問題が顕在化しており、「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・感染症・

テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、女性や子どもなど、個人個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、従来の国家を中心とした枠組みだけではなく、人間を中心としたアプローチが有効であり、不可欠といえます。

< 日本の取組 >

●人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方です。

日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

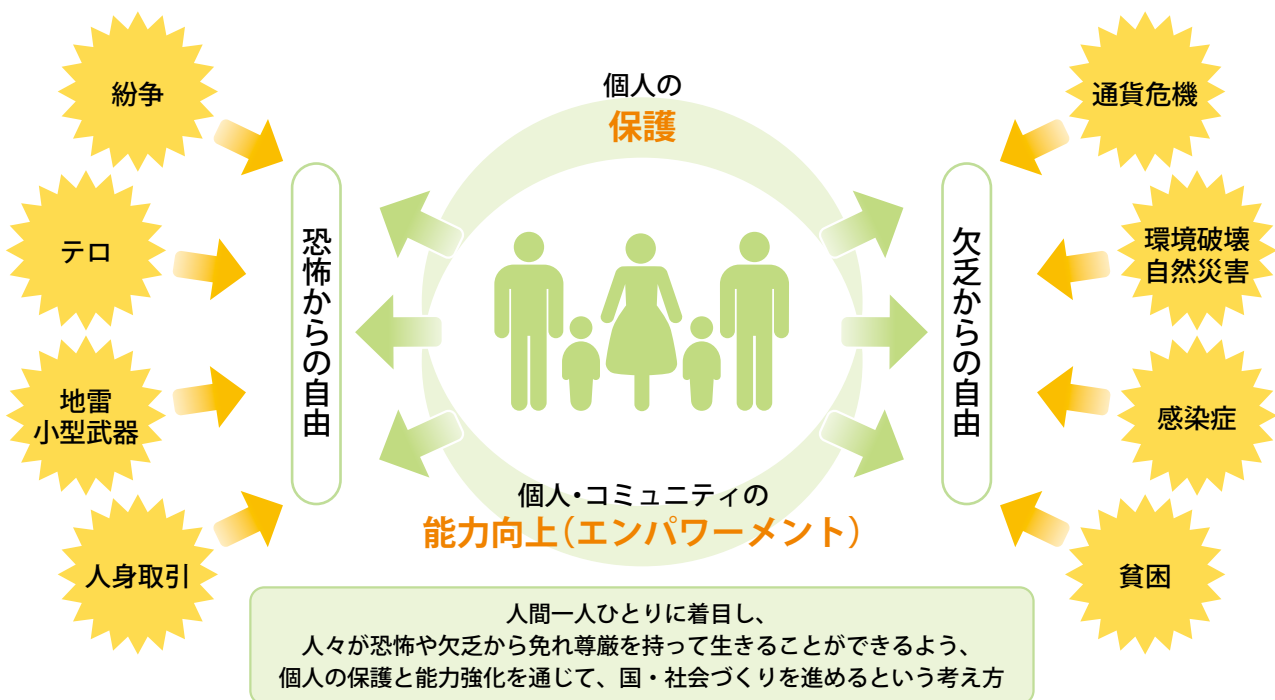
①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」の設置や、関心を持っている国が増えるよう非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。これらの取組の成果も踏まえて、2012

年9月には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立(1999年)を主導しました。これまで日本は累計で約436億円を拠出し、88の国・地域で、国連関係機関が実施する人間の安全保障の推進に資するプロジェクト237件を支援していきました(数字はいずれも2015年12月末時点)。2015年2月に閣議決定された新たな開発協力大綱でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。

(「人間の安全保障基金」は、198ページを参照)

「人間の安全保障」の考え方



● 障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことも重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の



ケニア西部に位置するカメガ郡の職業訓練学校（聖ジョセフ・ワーカー精神障害およびかんしゃく児童のための施設）で裁縫を習う知的障害者の男子（写真：カロリーヌ・ヴィゴ／在ケニア日本大使館）

派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。

2014年1月には、日本は国際障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています（第32条）。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

南アフリカ

障害主流化促進アドバイザー 技術協力(2012年12月～実施中)

南アフリカ共和国では、経済格差拡大により享受できる基本的な社会サービスに不平等が生じています。特に障害者は教育や就業の機会が限定的であり、国内では最貧困層に位置付けられ、社会の発展から取り残されています。南アフリカ政府は、2007年に批准した国連障害者権利条約に基づき、障害者サービスの拡充などを通じて、社会における障害主流化、すなわち障害者と健常者の平等を図るための手段の普及に向けて取り組んでいます。しかし、現場レベルでは情報や政策実施能力の不足といった多くの課題を抱えています。

そこで日本は、南アフリカ政府の中央・社会開発省(DSD)の要請を受け、障害者福祉関連の知見や技能を有し、同政府が抱える課題の解決に向けた支援を行うための専門家を派遣しました。現在、日本から派遣された専門家は、障害分野を担当するDSD障害課と協働して、障害主流化に向けた能力強化のための研修を南アフリカ全土で開催しているほか、南アフリカの各地方における障害主流化に向けた活動視察とモニタリング評価も行っています。さらには、DSD職員による障害者・障害者団体との協力関係の構築を支援するとともに、南部アフリカ開発共同体(SADC)諸国であるスワジランド、レソト等と情報を共有するネットワークの構築も支援しています。DSD職員と障害者が参加する研修は、南アフリカの地方を含む全9州で開催され、バリアフリーな社会のあり方や、障害者に対する合理的な配慮、障害に係る啓発、主流化実行計画の作成について話し合いがなされ、障害者団体の組織化も進められています。また、現地視察を通じて公共施設のスロープやトイレなどを障害者の目線から改善するための調査が進み、具体的な改善計画が話し合われています。

このように、日本の支援が南アフリカにおける障害主流化と、障害者の社会的地位の向上に活かされてようとしています。(2015年8月時点)



アクセシビリティ改善を目的とした模擬トイレのデザインワークショップ（参加型の講習会）（写真：JICA）

(5) 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標(MDGs)が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。^{〔注36〕}しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が続いている国や地域もまだまだ多くあります。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い

効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が進学能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症、予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワメントの促進にもつながります。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等(男女間の不平等な関係を改善していくこと)と女性の地位向上、そしてジェンダー主流化*の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発に参加し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

< 日本の取組 >

日本は、これまで開発協力において、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしています。

1995年に、女性を重要な開発の担い手であると認識し、開発のすべての段階(開発政策、事業の計画、実施、評価)に女性が参加できるよう配慮していく考え方である「開発と女性(WID)^{〔注37〕}イニシアティブ」を策定しました。2005年には、WIDイニシアティブを抜本的に見直し、持続的で公平な社会を目指そうとするアプローチ「ジェンダーと開発(GAD)^{〔注38〕}イニシアティブ」を策定し、従前より重点分野としていた女性の教育、健康、経済社会活動への参加に加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを明記しました。

2015年2月に決定した開発協力大綱においても、「女性の参画の促進」を実施上の原則の一つに掲げ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組むことを明記しました。

日本は、2011年に国連システムの中の4つの部門を統合し設立された、ジェンダー平等と女性のエンパワメント(自らの力で問題を解決することのできる



2015年12月、「女性に対する暴力終焉に向けた世界会議」の機会にムランボ=ヌワカUN Women事務局長と会談する山田美樹外務大臣政務官

技術や能力を身に付けること)のための国連機関(UN Women)^{〔注39〕}を通じた支援も実施しており、2014年度には約1,850万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

また、紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるという立場から、「紛争下の性的暴力」担当国連事務総長特別代表(SRSG: Special Representative of the Secretary General)事務所との連携を重視しており、2014年度は同事務所に対

注36 (出典) The Millennium Development Goals Report 2015

注37 開発と女性 WID: Women in Development

注38 ジェンダーと開発 GAD: Gender and Development

注39 UN Women ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

し、255万ドルの拠出を行いました。

2013年6月のTICAD V^{ティカッド}では、女性と若者のエンパワメントを基本原則の一つに掲げ、女性の権利確立や雇用教育機会の拡大のため、アフリカ諸国、開発パートナー等と共に取り組んでいくことを表明しました。また、2013年9月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を3つの柱として、2013～2015年の3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明し、2014年の1年間で約14.76億ドルの支援を実施しています。

2014年9月に、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」“World Assembly for Women 2014” (WAW!

2014)を初めて開催しました。また、2015年8月に2回目となるWAW! 2015を開催し、2014年開催時の約2倍近い国から女性分野で活躍する国内外のリーダー145人が参加しました。WAW! 2015では、2014年に引き続き、参加者からのアイデアや提案をとりまとめたWAW! To Do 2015(国連文書：A/C.3/70 /3)を発出しました。

2015年3月にミシェル・オバマ米大統領夫人が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人との間で女兒・女性のエンパワメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上のODAを実施することが表明されました。

2015年9月、安倍総理大臣は、国連総会一般討論演説においては、安保理決議第1325号に基づく女性の参画と保護に関する「行動計画」を定めたことを発表し、2014年に続き2015年もWAW! 2015を開催したことに触れ、女性のエンパワメント、活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意を示しました。

用語解説

ジェンダー主流化

あらゆる分野での社会的性別(ジェンダー)平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、影響を明確にしていけるプロセス」と定義している。

コートジボワール

西部内戦被害女性の自立を通じた社会統合支援

UN Womenを通じた支援(2014年4月～2015年6月)

西アフリカに位置するコートジボワールの西部地域は、内戦の影響をも多く受けた地域の一つです。避難民・帰還民の流入によって貧困層と若者の失業が増加し、その中でも特に女性の多くが家長や仕事を失ったことから貧困に陥り、また、治安情勢の悪化により暴力の危険に晒されています。その上、内戦により深まった民族間の不信感や社会全体が安定していく上での障壁となっています。紛争の被害を受けた女性が自立し、社会的な活動に参加することは、この状況を早急に改善するための鍵となります。

日本は、2014年より「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」を通じて、コートジボワール西部地域のトンピク州、ゴマ州および低ササンドラ州の3州で所得創出活動促進、社会融和促進、女性の権利啓発活動を支援しました。具体的には、45団体(965名)に及び女性と若者のグループを結成し、技術研修・識字教室や簡素な機材を供与し、農業や農産品加工業の支援を行い、所得の増加につなげました。複数の民族が混在する「グループ」で活動することによって、民族間の信頼関係構築にも効果が見られました。また、女性の権利や社会的統合に関しての啓発により、女性のエンパワメントや社会の安定化の定着が期待されます。

日本の支援によりコートジボワールをはじめ、世界各地にジェンダー平等が芽吹きつつあります。



川村裕大大使らによるアチャケ(キャッサバを粉状にしたもの)加工作業場の視察(写真: UN Women)

(6) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであるとともに、観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、開発途上国には、保護・維持の面で危機にさらされている文化遺産も多く存在します。

このような文化遺産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象とな

る国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上させることができ、公正なルールにのっとり競うことを通じ、同じ体験を共有することで相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、開発途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

2014年度には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・



エクアドル中部に位置するチンボラソ県スポーツ連盟に所属し、幼児への水泳指導の実演を行っている青年海外協力隊の糸井紀さん(写真：パティ・シヤ)

フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAを活用したスポーツ支援を積極的に行ったほか、文化遺産保全や日本のコンテンツを活用した支援など幅広い分野で支援を実施しました。スポーツ支援としては、草の根文化無償資金協力を活用して12か国に対してスポーツ

施設・器材を整備するとともに、258名のスポーツ分野のJICAボランティアを派遣しました。また、草の根文化無償資金協力を活用した文化遺産の保全のための支援として、モンゴルの国立博物館収蔵品保存やキューバのハバナ歴史地区における文化振興のための機材整備の実施を決定しました。このほか、4か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行ってい



2015年7月、東ティモールのサッカーU19ナショナルチーム練習を視察する中根一幸外務大臣政務官(前)

ます。特に開発途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップ(参加型の講習会)の開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの事業に対し支援しています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招聘し、研修事業を実施しています。



2015年12月、「ミャンマーラジオテレビ局番組ソフト及び放送編集機材整備計画」として、供与された機材を使用し、日本のテレビ番組に字幕の挿入編集を行っている様子(写真：在ミャンマー日本大使館)

用語解説

文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

コロンビア

カジェタノ・カニサレス体操体育館器材整備計画 草の根文化無償資金協力(2015年2月～2015年7月)

コロンビアといえばサッカーの強豪国として知られており、コロンビア代表は2014年のブラジルW杯に出場し、日本代表とも対戦しました。コロンビアでは国民の生活の質を向上させるため、スポーツ全般の強化に取り組んでいます。体操競技についても各地にある体操連盟を中心に普及活動やレベル向上に向けた取組が行われています。日本の体操競技のレベルが高いこともあり、日本人3名の体操コーチが現地で活躍しています。

しかし、コロンビアではスポーツ予算が限られているため、スポーツ活動の場所が十分に整備されていませんでした。たとえば、首都ボゴタ市内のカジェタノ・カニサレス体操体育館では、古いスプリング式床の交換ができなかったため、体操の練習を行う際、身体にかかる衝撃を十分に吸収できず、練習中に捻挫や骨折を起こしてしまう選手も少なくありませんでした。そこで、日本政府は「草の根文化無償資金協力」の実施によって、この体育館のスプリング式床を新調しました。

その結果、この体育館で練習する約500名の選手や体操教室の参加者が、腰にかかる負担が少なく、安全な環境で安心して体操競技の練習を行うことができるようになりました。現在、この体育館で日夜練習に励んでいる若い選手の中から、2020年の東京オリンピック開催時にコロンビア代表となる選手が羽ばたくことが期待されます。



器材引渡し式で披露された体操クラブメンバーの演技
(写真：在コロンビア日本大使館)